

資料 4 各都道府県の公立高等学校の通学区域(第3回審議会資料 一部抜粋)

1 各都道府県の状況

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第50条削除(平成14年1月11日施行)により、通学区域の設定を、当該高等学校を所管する教育委員会の判断に委ねることとされた。

その結果、全国で学区の拡大や全県1学区とする動きが広まった。

○ 平成21年8月の栃木県教育委員会による全日制高等学校の通学区域に関する調査では、47都道府県のうち全県1学区が20都県、学区制度を設けているのは27都府県である。その後、宮城県が平成22年度に全県1学区にしており、現在は、21都県が全県1学区となっている。

○ また、全県1学区には至らないが、学区の拡大(学区数の削減)を行っている県もある。例えば、熊本県では8学区を3学区に(平成22年度)、鹿児島県では12学区を7学区に(平成23年度)に、それぞれ再編成している。

※ 全県1学区とした年度及び該当都県

全県1学区となった年度(平成22年度現在 21都県)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都道府県数	2	2	6	2	3	5	0	1

平成15年度：東京、和歌山

平成16年度：埼玉、福井

平成17年度：青森、秋田、茨城、神奈川、石川、奈良

平成18年度：滋賀、広島、

平成19年度：群馬、山梨、鳥取

平成20年度：新潟、静岡、島根、大分、宮崎

平成22年度：宮城

- 学区制度を設けている場合、学区を適用する学科は主として普通科だが、理数科などの普通系専門学科及び総合学科、専門学科にも適用している県もある。本県では、普通科のみに学区を適用し、専門学科及び総合学科は全県1学区である。他の道府県の状況は表のとおりである。

学区制度を適用している学科(平成22年度)

	普通科	総合学科	普通系専門学科	職業系専門学科
都道府県数	26	3	5	1

※ 適用学科が複数ある道府県もあるため合計は26になっていない。

2 各都道府県の今後の動き

- 全国的な傾向として、現在学区制度を設けていても、学区の数を減らしたり、学区外からの入学枠を拡大したりして、中学生や保護者の進学先の選択幅を拡大する方向で検討がなされており、再編整備計画の中で全県1学区制への変更を検討しているところもある。

学区数の変化

	平成12年度	平成21年度	平成22年度
学区制度を設けている都道府県数	47	27	26
学区数 全国平均 ※全県1学区は計算から除く	11.0	6.7	6.5